「平成 30 年農林水産省告示第 576 号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 16 条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 24 条第１項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 17 条及び第 22 条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第 16 条の主務大臣が指定する場合等を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年 11 月 13 日
農林水産省消費・安全局

平成 30 年農林水産省告示第 576 号の一部を改正する告示案について、令和８年７月 31 日から同年９月３日までの期間、e-Gov に掲載すること等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して 13 名の方から 22 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を整理した上で、御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】
消費・安全局　農産安全管理課
代表：03(3502)8111(内線 4510)
直通：03(6744)2102